

特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区向丘一丁目7番8号コミュニティスペースほのぼの内に置く。

2 前項のほか、総会の決議により、必要なところに従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、ボランティア精神に則り、開発途上地域の貧困がもたらす諸問題の学習を進めながら、それら地域の住民と子どもたちへの国際協力事業を展開することにより、彼らの生活改善、自立化促進を支援する。また、これらの活動を通じて、わが国の人びと、とりわけ次世代を担う子どもたちへ国際協力、社会貢献の重要性を伝えていくことで、思いやりのある世界づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行う。

- (1) 開発途上地域における教育、職業訓練及びそれらの環境整備等各種支援事業
- (2) わが国での大規模災害の発生による子どもたちの将来への不安を軽減する各種支援事業
- (3) 「食卓の貯金箱運動」を通じての募金を利用した経済的支援事業
- (4) 上記事業に関する啓発・情報提供事業

- (5) 講師派遣及び研修に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う
 - (1) チャリティイベント事業
 - (2) 支援活動地域の特産品の販売事業
 - (3) カレンダーの販売事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、第1号の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受けたとき。
 - (3) 正当な理由なく、継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員及び第三者に著しい損害を与え、または迷惑をかけたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金及び会費は、返還しない。

第 3 章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3 人以上 15 人以内

監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて副理事長 1 名を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたとき遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次の各号の一つに該当する場合には、総会の決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前号の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じるとともに、この法人の運営につき、必要に応じ理事長並びに理事会に意見を申し出ることができる。

第4章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する

(総会の機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を掲載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員の代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名捺印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項の記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号あるいは第 3 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、オンラインによる開催も可能とする。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事の議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数以上の同意があった場合は、その限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名捺印または署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までの前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所管庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所管庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表 1 のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成

立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人） 入会金 0 円 年会費 5,000 円

(2) 正会員（法人） 入会金 0 円 年会費 50,000 円

改正附則

- 1 本改訂は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。
- 2 本改訂は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。
- 3 本改訂は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。
- 4 本改訂は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。
- 5 本改訂は、令和 8 年 月 日から施行する。

定款附則 2

別表 1 設立当初の役員

- | | | |
|-----|----|------|
| 1. | 理事 | 武藏好彦 |
| 2. | 理事 | 伊藤俊郎 |
| 3. | 理事 | 宇野真人 |
| 4. | 理事 | 清水廣行 |
| 5. | 理事 | 早稲泰子 |
| 6. | 理事 | 高木邦彦 |
| 7. | 理事 | 田村和久 |
| 8. | 理事 | 西山勝治 |
| 9. | 理事 | 平山隆一 |
| 10. | 理事 | 船津タツ |
| 11. | 理事 | 間野久子 |
| 12. | 監事 | 兼田俊男 |
| 13. | 監事 | 早川正夫 |